

塩尻市議会基本条例特別委員会会議録

日 時 平成22年8月19日(木) 議会運営委員会終了後

場 所 第一委員会室

協議事項

1 第9回特別委員会協議内容について

2 協議事項

(1) 条例素案の再検討

(2) その他

出席委員

委員長	金子 勝寿 君	副委員長	中村 努 君
委員	塩原 政治 君	委員	小野 光明 君
委員	中原 巳年男 君	委員	鈴木 明子 君
委員	中野 長勲 君	委員	古厩 圭吾 君
委員	丸山 寿子 君	委員	中原 輝明 君

欠席委員

なし

議会事務局職員

事務局長	酒井 正文 君	事務局次長	成田 均 君
議事調査係長	中野 知栄 君		

午後1時40分開会

委員長 それでは、おそろいですので第10回議会基本条例特別委員会を開催いたします。それでは、議長よりごあいさつをお願いいたします。

議長あいさつ

議長(塩原政治委員) どうも皆さん、御苦労さまです。前回も申しましたけれども、なから恰好はついてきたかなというふうに思っています。今後は、この中から、つけていくものというか、条例として取り上げるもの、取り上げないものを取捨選択していただきまして、法制官と言うか、そういう方から一たん目を通してもらって、またいろんな方向に進んでいってもらいたいと、そんなふうに思っておりますのでよろしくをお願いします。

第9回特別委員会協議内容について

委員長 ありがとうございます。それでは、前回の委員会の経過のほうを事務局よりお願いいたします。

議事調査係長 では、第9回特別委員会の協議内容について御説明いたします。

議員全員協議会の意見についてということで意見を出し合っていました。その中で、議会改革から特別委員会をという申し出があって12月という線が出た。それに対して議運で議論してもらい、その方向に沿ってこの委員会をつくった。この委員会で具体的な部分までは決めて、提案の部分で最終的に全議員に諮る。特別委員会に権限を持たせたのだから、特別委員会でやはり提出権まで持つべき。この委員会で細目を詰めていく段階で、決定までではなく、ある程度まで決める。その段階で全体会議などにかけて、また意見を聞いて見直していく。特別委員会、全体会議も12月までに何度もやって、できるだけ多くの賛同を得るようにする。

今後の進め方について。具体的に素案を少し完成度の高いものにしていく。その後、全員協議会や会派など、各議員に項目などを具体的に考えていただいて、話し合う機会を早く設けながら進めていく。もう少し踏み込んで、できるだけ多くの議員に意見をいただけるようにする。平仄について非常に心配な声があるので、専門的な知見が必要だろうという話であれば、もう少し検討してから専門的に確認してもらう。以上です。

委員長 はい、ありがとうございます。

条例素案の再検討

委員長 本日は、平仄の部分をもう少しと、きちんと形を整えて完成度の高いものにしてから、再び会派に戻す、もしくは、全員協議会にもう一度かけるといった平仄の検討をしたいということでございますので、事前の開催通知でもつけ加えましたが、この素案について、細かい部分について赤ペンを入れていただいて、きょう、それぞれ御意見をお伺いして取りまとめをしたいというふうに思いますが。それで、ちょっと時間がありますので、それぞれあるところをお話し、上から、私は何条のここはこうしたほうが良いというのを、コメントをいただければいいかと思いますが、1項目ずつやっていくと時間がかかりますので、そういう形で進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。いいですかね。

じゃあどちらからにしましょうか。済みません、小野委員のほうからちょっと気になった点、もしくは、こういう文章にしたほうが良いところを御発表いただけますか。よろしく願いいたします。

小野光明委員 済みません、発表するほどまとまってないので、まとまっている方から。

委員長 じゃあ、丸山委員は。

丸山寿子委員 済みません、同じです。

委員長 同じですか。中原委員は。

中原輝明委員 ない。

塩原政治委員 前々回、前回の全体会議の前にちょっと話が出た、議長の離脱どうのこうのという話だけど、地方議会において議長が離脱する必要があるのかどうか。離脱しても意味がないんじゃないかと思ったり、それから、例えば議長が離脱すると、議長は一人でもって一人会派をつくらなきゃいけないから、視察やなんかも一人で行かなきゃいけない。そういうことも考慮すると、この議長の離脱云々はなくていいんじゃないかなと、自分はそう思います。

委員長 ありがとうございます。ほかには。順番なので副委員長から。

副委員長 私、議長の会派離脱は必要ないということなので、なくてもいいと思います。以上です。

中原巳年男委員 私もそのほうがいいのかと思います。

古厩圭吾委員 今の議長の問題は全く同意見です。会派離脱の必要はないだろうと。それから、もう一個、理事者と議会とのかかわりの中で、双方に影響する文言もいっぱいあるわけだ。そのことについて、理事者側とのある種の調整なり、あるいは、意識統一なりをどういう形するかということは、あるところではしておかないと、もしあるところまで行った後で出てくると、全面対決になるよ、これは。という部分について、どれくらいな思いでやっていくかという部分だね。で、12条、これはかかわりがあるんだけど、市長等に対し、次の事項について明らかにするよう求めるものとする、と。これは、現実的にどういう形があり得るのかと言うと、結構これ、例えば、これ、逆に言うと、そういう形じゃなきゃ出してくるべきじゃないよ、みたくにも見えないじゃないだね。

委員長 そういう形というと、具体的には。

古厩圭吾委員 要するに、この1から7までを。

委員長 ああ、こういう要件を満たしてあるものでないと、ということですね。

古厩圭吾委員 それを全部言わないと提案できないよ、に近いような雰囲気に見えるじゃん、これを読むと。で、もう一方の考え方としては、例えば、その7項目については求めることができるかと、求めりゃ当然答えなきゃいけないんだろうからということも含めて、というような表現にするのかというようなことについて、理事者とその辺の調整をしないならば、かなり腹をかためてこちらもやっていかなきゃいけないと思うけどね。だから、その辺について、どんな思いでやるかを意識統一しておいたほうがいいのかと思っています。大きいところはそんなところです。

委員長 ありがとうございます。中野委員。

中野長勲委員 きょう、これをもらったところだよ。

委員長 これ、一太郎というか、読みやすい方式のほうにかえているもので、以前と変わりません。

中野長勲委員 これは本当に読みやすいと思う。実はね、これに赤ペンで書いて来いということだよ。

委員長 そうです、そうです。

中野長勲委員 これでページでいくと、3ページ。

委員長 何章になりますか。

中野長勲委員 3章。3章、議長というの。

委員長 議長、第6条ですかね。

中野長勲委員 これ、今、中原副議長も言ったし、議長も言ったところでね、会派を離脱しなければならない、というところで、6条の2、議長は中立公正な立場で民主的な議会運営を行う。でいいと思います。ということで、きょう、これをもらうとね、これでいくと4ページ。行く、でいいじゃないかなと思います。

あとはね、これだけできたものだから、やはり、今、古厩委員も言われるけれど、いろいろと問題があると思うけれども、専門的な知見が必要だろうということだと思っています。それだけです。素案をつくるにあたってね。以上です。

鈴木明子委員 私も、中野委員と、今、同じところです。議長の会派離脱。

委員長 議長の会派離脱で。それ以外に特に気になったところは、なし。

鈴木明子委員 それで済みません、やっぱり、古厩議員もおっしゃっていますけれども、この素案をつくる段階で、一回は整理をして、文言の整理とか、それを専門家と言ったらあれですけど、まあ、そういうしかるべき人に見てもらおう。

委員長 思ったほど出なかったの、私のほうから若干お話を少し。前文に関してなんですが、内容の細かいところではなく、もう少し、以前鈴木委員なり皆さんからお聞きいただいたように、だれがどうなのか、例えば、きちんと議会がどうするのか、主権者、だれを、市民に対してどちらかと言うと、どういう議会はあるべきとか何とか、いわゆる、もう少し流れのいい文章にしたほうがいいかなというのは、改めて思いました。

それから、第1条に関してなんですが、第1条の、二元代表制の下、1行目ですね。2ページの中段、目的です。以下、議会、議員、市民。2行目ですね、失礼しました。議会に関する基本的な事項を定めるとともに、議会、議員及び市長並びに市民の役割と活動指針を定めることにより、とありますが、ちょっと、市民の役割までを入れてしまうのはどうかなと。議会基本条例ですので、その辺は、本来ならば、議会、議員及び市長ぐらいまでなのかなと、本来は、ということ。

それから使命のところ、第2条ですね。塩尻市の最終意思決定機関という表現を、ちょっと、最初はさせていただきましたが、地方自治法ですか、には、いわゆる自治機関、もしくは審議議決機関とか、いわゆる行政機関とか、世界ではそういう言葉を使うので、最終意思決定機関というのは、やや飛躍があるのかなということ。

あと、ちょっと細かいところですが、役割ですね、その下の。ここでは直したんですか、済みません。役割のところで少し、知る権利にこたえて情報提供を求め、議論を行い、塩尻市の将来を市民とともに築く役割を担う。といったところで、いわゆる、一番最初のところから読みますと、議会は、市民の声を市政に反映する、といった簡単に書かれているんですが、やはり議会である以上、多様な声。単に市民の声を反映するだけでなく、多様な声という部分が入ってきてもいいんじゃないかなという部分。

それから、少し飛ばしていただいて7章の第7条ですか。失礼しました、4章の7条ですね。4ページの中段です。7条、議会は、広く市民の声を聞き、個々の議員の特色を活かしてそれぞれの持てる力を発揮し、市民福祉の向上に努める。ということで、よく読んでみると、もうちょっといい文章にならないのかなというのですね。

それからですね、その下の第7条の2項で、いわゆる交流事業の件について話しているんですが、議会は市内の各種団体等との交流事業などを通じて、ということになると、この各種団体というのが若干特定、いわゆる農協、商工会議所、もしくはPTA連合会とか、かなり限られた、いわゆる代表となると、広く、この場合はNP0とかも入ってくるかもしれませんが、少し広い意味で違った表現の仕方、各種団体というよりは何かいい表現ができないのかなといったところですね。と、まあ、いろいろあるんですが。

小野委員、何か思いついたこと、ありましたか。市民派連合さんも、お二人で。

丸山寿子委員 済みません、いいですか。この前、全体というか、議会全体でやった時に、私のほうから説明させてもらった部分の、4ページの一番下の8条の4ですけど、ここについてその日は意見が聞けてなかったのですが、私の中では、簡潔に書く良さと、それと、簡潔に書くことによってこぼれ落ちる部分があるのかなというところが、ちょっとまだ、あれで、今後ちょっと意見をほかの方たちから聞いて、うちの議会で特筆していい点というのもあるので、その辺をやっぱり表現したほうがいいのかどうか。私自身もちょっと悩んでいるところがあります。

委員長 もう少し具体的に権利というか、こういうことを努めることという部分を具体的に示したほうがいいのではないかという考え方ですね。ほかにございますか。ちょっとじゃあ、眺めていてもなかなか出てこないと思いますので、またぜひいただきたいと思いますが。

少し、先ほど、専門的なところにやはり見ていただいてという話があったんですが、少しそのことについてお話をしたいと思います。いかがでしょうか、よろしいでしょうか。鈴木委員、よろしいですか。専門的知見について、ちょっと。専門的知見、今ちょっと副委員長と相談したんですが、2パターンあるかと思うんです、大きく。例えば、市の行政係、いわゆる条例等のところへ、ちょっと見て、というふうをお願いするか、もう一つは、前々回ぐらいで私もちょっとお話ししましたが、いわゆる外部、大学、行政学、行政法ですねどちらかと言うと、専門の先生に少し見ていただくか。その点、まあもう一個、もっとこういうやり方があるよと。例えば、全国議長会はあまり、法政部はあるけれども、どこまで言ってくれるかわかりませんが。そういった選択肢はあると思うんですが、どうでしょうか。専門的には、いずれ見せなければいけないということは、各委員の皆さんの一つの合意だと思うんですが、やり方です。何か御意見ありますか。一応、私、委員長ですので提案だけさせていただければ、信州大学の行政法の先生にいろいろお世話になっていますので、来ていただいてもいいですし、事務局と正副委員長で行って、一応こういう形で平仄の部分、細かい部分まで直していただくことも可能だというお話はいただいております。一応、今、3つほど提案しましたが、御意見をお伺いして専門的知見の活用をしたいと思いますが、いかがでしょうか。

中原輝明委員 それは3つも、3通りもあるわけだけでも、あまりにも高級なところまで行ってしまって、高そうななんて言っちゃいけないが、ただ、市の行政の関係の皆さんからでもいいじゃないの。とおれは思うが。多分、大学まで行きや字句は違うと思う。違うというか、高級な字句。

委員長 高級な感じになって、こう。

中原輝明委員 ような気がする。とりあえず市の行政担当の連中は、それなりの立場でやっているもので、ような気が、私はする。

中野長勲委員 議会のことはね、全国議長会もないがしろにはできないと思うがね。全国議長会でどういう見解を出すか、それはわからんけれど、議長会の中でもこういった基本条例をつくっているところがあるものでね、おれは議長会のほうがいいような気がする。今、中原委員が言ったがね、行政側というと、何か敵、ちょっと言葉は悪いけど、敵方へ何か塩を送るような感じでね、それが果たしておれたちのプラスになるのか、向こううまく利用されちゃうというような考え方を持つちゃいけないかね。

委員長 古厩委員、どうですか、その点。

古厩圭吾委員 双方ともそういう、言ってることは、そういうことは現実に心配しておかなきゃいけないことだと思うだよね。問題は、例えば、これで市の法制のほうへ持っていくと、結局それは理事者まで、結果は届くと思うだよね。そうすると、こちらが意図しないでそっちへ届いているなんて話はね、問題点を含まざるを得ないで、もしそれをやるなら、その前に理事者とそれなりのことをしておかないと、ばかばかしいような雰囲気、わかりもしないうちに情報だけがつながっていて、何だい、じゃあ、ちょっと変なあれかなという思いはある。

塩原政治委員 法制がどうのこうのという問題の前にね、さっき古厩委員も言ったけど、市長とのすり合わせをどうするかとか、例えばさっき出た議長が離脱する必要があるかどうか、意見は出た、ただここでは決め

てない。そういう形で決めて、落とすものは落としていかないと、いつまでたっても同じ繰り返しになるんじゃないかなと思うけど、どうですか。そうするとね、ちょっと見ると、例えば、市民参加および市民との提携、第7条ね、これと、何条だっけ、何か議会の役割なんかを見る段階では、結構ダブっているかなというような気がしないわけでもない。だから、話をするなら、そういう話のほうはやっぱ、さっきから委員長も言っていたように、直していく中ではそっこのほうがいっぱいあるんだと。そういう時に、そういうものも統制したりね。だで、全部、一たんだれかに見てもらう必要はあると思うけど、その前に、この委員会としてどういうものは完成したものに取り入れていくか、そういうものを骨格をもうちょっと早く決めていかないと、だんだん最後は間に合わなくなっちゃうかなという気がしますけど、どうですか。

委員長 議長からそういうお話ですが。もしかしたら、項目の検討ですね、今、具体的にやっているのは。そのほうを先にしてから、後から法制にというか、専門的に見てもらうというほうがいいのではないかという、やり方の提案ですが。

古厩圭吾委員 おれはやっぱし、今、議長が言っているようにね、例えば、何章ではこういうことを決めようと、それで、文言の表現の仕方はともかくとしても、ここで言わんとしているこの特別委員会の方向だとしたら、こういう考え方だよ。その表現をどうするかという話は、またその後のほうがいいと思う、おれ。あまり最後の文言まで決めておいて、そっくりそれを変更しちゃうなんて話は、何だったかという思いにならないとも限らないでせ。特に意見がまだ集約されていない部分についてね、異論の出ているものについては、ちょっとそこをこの段階で練って、これはこういう方向で、って文言を考えるじゃんというほうが、おれはいいと思う。

中原輝明委員 さっきの出た、議長の言った賛否を精査して行ってさ、端からやっていけばいいじゃん、落とすのは。さっきの議長離脱というような発想で方向が決まったわけじゃないだ。

委員長 方向はまだ決まってない。

中原輝明委員 決まってなければ、落としてしまってもいいじゃん。そうやってやっていかなきゃできないよ。

委員長 じゃあ、やりますか、そういうぐあいに。

塩原政治委員 ここではこういうことを言っているんだということを、みんなで確認しておけば、後で直す時にも、話をしていくのに、こういうつもりですとやっていけば。そういう意味では、文章は、さっきも言ったようになってもいいんじゃないかという気がします。意味だけ確認しておけば。

委員長 そしたら、ちょっといろいろ前後して済みません、司会進行が。じゃあ、項目を、要するに、いる、いらぬですね、単純に言えば、ちょっと練ってやるということ。その後、専門家というか、またそれは全協の席で話し合いながら決めていくということで、議長の御提案を採用していきたいと思います。

そうしましたら、先ほどお聞きした中だと、議長の会派離脱については削除という方向がいいのかなということとよろしいですかね。

〔「はい」の声あり〕

委員長 それ以外について、ぜひいろいろ御意見をいただきたいところなんです。

1点、済みません。じゃあ、ちょっと文章読みますね。先ほど中野委員の最後おっしゃっていただいた意見を採用するような形で、議長は、中立公正な立場で、民主的な議会運営を行う。で、それ以降は削除という手続きにしたいと思います。ほかにありますか、何でもいいですが。

副委員長 それでいいの。

委員長 いいですよ、議長の離脱に関しては。

古厩圭吾委員 反対意見があるかどうか、確認したほうがいい。

委員長 じゃあ、反対意見ございますか。

副委員長 全部削除するのか、その前段部分だけは残しておくのか。

委員長 じゃあ、よろしいですか。第6条の2項は、一応確認のために読み上げます。議長は、中立公正な立場で、民主的な議会運営を行う。以上です。解説のところは、なしになりますね。ほかに気になったところがあれば。

塩原政治委員 全体会議に出す前の時に、とりあえずこれを出した時に、前文についても皆さんから長すぎるんじゃないかという話が出たけれど、その辺も確認してもらおうとか、検討してもらったらどうかと思います。

委員長 今、議長から前文が長いという話があったりというお話がありましたが、前文について何か、もう少しすっきり書いて。

古厩圭吾委員 この文章の中に、具体的にやることまで書いてあるわけだ。こういう進行はしないで、こういう進行をしようみたいなことね。これは、書かなんでもいいんじゃないかと思うような気がする。だから、姿勢だけ示して、具体的なことは中の条文の中で書いていくという方向でやったほうがいいんじゃないか。そうすれば、あえて、同じことを二度繰り返すような、条文でまた言うように感じる部分があるもので、市民と会話をどうこうというような話は、市民の意見をしっかり反映させるようにするためにこういう条例をつくるよ、ということだけ決めておきゃさ、あまりそこでもってこういうことをやります、ああいうこともやります、なんて前文で書かなんでもいいような気はする。だで、その辺で整備して、カットできることはなるべくカットしちゃって、内容的には条文の中に具体的な対応は書いていくと、それでいいんじゃないかや。

それともう一個、同じような中で、議員は個々の特色を生かして、というような話の中で、広く市民の声を聞いてそれぞれの持てる力を発揮して議員の特色を生かして、みたいな話があるだよ。これも同じことを、おれ、言っているような気がするもので、この辺についてもかなり整理はできるような気がするがせ。これは、条文の精査で、しかるべきところでしかるべき目で見りゃ、出てくるだろうけれども。言うならば、その7条。議会は、広く市民の声を聞き、個々の議員の特色を生かしてそれぞれの持てる力。特色を生かすということは、持てる力を発揮するということすら、言ってみりゃ。だで、これ、そういう部分で重複しているように感じられるものがある。それと、もう一つは、こういう表現の中で、どうこうに努めるという、それで、もう一個の表現では、努めなければならない、努めるようにする、こういう3つくらい、同じことを表現する時に表現があるので、その辺についてもね、どこかへ統一して簡潔にわかるような表現をしていったほうがいいような気がするよ。

委員長 はい、ありがとうございます。

鈴木明子委員 前文は、1ページの部分だけでいいじゃないですか。2ページにわたってあるところが気に入らない。

委員長 ちょうどいいところで切れていますからね。1ページの部分だけでいいじゃないかという意見ですね。

中野長勲委員 おれもそう思うね。

古厩圭吾委員 おら、2ページないかと思ってた。

鈴木明子委員 まだ続いています。

委員長 ほかに。ちょっと前文中心の議論になっていますが、丸山委員、何かありますか、市民派連合から。

丸山寿子委員 私も、この2ページ目の特に上の塊のところはなくてもいいというふうに思いますけど、地方分権の時代を迎え、という言葉が入っていて、これは、もしうまく使えるなら使ってもいいんじゃないかなと、この言葉だけは、というふうに、ちょっと感じを持っています。一番下の、議会は塩尻市の将来を見据え、というところまで、ちょっとまだ読み込んでないんですけど。2ページ目の、とりあえずこの上の塊は、ダブるので、なくていいと思います。

中野長勲委員 一回つくったものをつくりかえるというのは、難しいよ。削除するならするなりね、つけ足すということならいいけどね、これを変えるということは大変なことなのよ。

委員長 そういう作業をしていくと。ちょっとじゃあ、今の御意見、中段の部分は基本的には削除する方向で、前文はもう少し手を入れるというか、で、この中断の部分はどちらかという解説のほうで、くどくない程度に触れるというような書式に変えていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

委員長 はい。せっかくなので、ちょっとやれるだけ。総則のところ、先ほどちょっと、総則の目的のところですかね、2行目。議会、議員及び市長並びに市民の役割と、とありますが、ちょっと市民の役割までは入れるのは、自治基本条例じゃないので、ここは削除していきたいと思いますが。

〔「いいです」の声あり〕

古厩圭吾委員 市長と市民を並べるということもおかしいわ。市長並びに市民じゃ、ちょっと変だわ。

副委員長 そこを削るのはいいんですが、この条例で市長との関係は定めてますけど、市長の役割というふうに読みだすと、これじゃ、とてもカバーできるものじゃないので。

古厩圭吾委員 市長に言及しないほうがいいがね。市長は拒否するに決まってるよ、そんな頑張れねえことをするなんて。

委員長 議会、議員の、今、ちょっと市長も。議会をでもいい。

丸山寿子委員 議会及び議員って、中に、及びを入れると変ですか。

鈴木明子委員 同列のほうがいいんじゃない、議会、議員。点を入れる。

委員長 議会、議員の。じゃあちょっと。定めるとともに、議会、議員の役割と活動指針を定めることにより。ここ、定める、定めるがちょっとかぶっていますが、これは後で見直します。

丸山寿子委員 活動指針というのが、どうなんだろうと思ったんですけど。

委員長 今、活動指針もどうだろうという話ですが、役割を定める、としますか。活動指針。

丸山寿子委員 指針というのが。

副委員長 2章では、活動原則という表現だよな。

委員長 ここは総則で、目的を述べているので。もっと言えば、第1条は、議会に関する基本的な事項を定めて、市の発展に寄与するということが目的なのですが。なので。

鈴木明子委員 活動のあり方を。

委員長 文言ずつ言っても何ですが、ちょっと読んでみますと、基本的な事項を定めるとともに、議会、議員

の役割と活動の、今の鈴木委員の、あり方を定めることにより、市の発展に寄与することを目的とする。一応、それにしておいて、また直すという部分で、ここは進めたいと思います。何かほかにありますか。いいですか。あと、先ほど申し上げた2条の最終意思決定機関というのも、ちょっと。

古厩圭吾委員 最終、を消しときゃいいじゃん、それを。意思決定機関に。

丸山寿子委員 意思決定機関というのは、一般的に言われることですからね。

中野長勲委員 それとも、議会は議決した政策や予算で、いっちゃったほうがいいかい。

委員長 どちらですか。

中野長勲委員 2行目へいく。議決機関まで。

丸山寿子委員 でも、上は意思決定を行うということも言っていて、2行目は、決定したのに対してどうかということを行っているので、内容が二通りあると思います。

鈴木明子委員 議決機関として最良の意思決定を行うとともに、議決した政策や予算の執行が。

委員長 ですから、意思決定機関というか、それとも、議事機関と、憲法に書いてあるように言葉を使うか、あと、行政でよく言う、審議議決機関という表現にするのか、その辺。

丸山寿子委員 1行目のところで意思決定が2つ出てくるもんで、それで文章があれだけど。

中野長勲委員 最良の意思決定を行う、というのはいらんじゃない。

丸山寿子委員 意思決定機関であるとともに、議決した。

古厩圭吾委員 それで、決めたことができているかを監視するということだ。それだけの意識を持ってるわけだ。その双方はうたいたいと。

丸山寿子委員 塩尻市の意思決定機関であるとともに、とか何か、簡単に。

委員長 意思決定機関で意思決定となると。

鈴木明子委員 だから、意思決定機関として、最良の。最良のというのは。

古厩圭吾委員 最良というのは変だね。

鈴木明子委員 そうだね、ちょっとね。

古厩圭吾委員 20年ばかりたったら最良じゃなかったじゃねえか、とか言われて。

委員長 最良の決定をしていくという。

古厩圭吾委員 思いはそうに決まっているだよ。ただ、結果から見ると、どうだったのかしら、と言われりゃ、条例違反だって。

鈴木明子委員 適切な。

塩原政治委員 最良の意思決定を行うと。意思決定機関として議決した政策や予算を、ですね。

丸山寿子委員 機関であるとともに、議決した政策や、って続けたらどうですかね。

副委員長 例えば、塩尻市の意思決定機関であり、議決した政策や、と続けたら。

委員長 最良の意思決定は、じゃあ、ちょっと、いらんや。わかりました。

塩原政治委員 適法・適性かつ公平になっているから、最良なんていらんでしょ。

委員長 何て言いましたか。議会は。

〔「塩尻市の意思決定」の声あり〕

中原輝明委員 塩尻市の意思決定機関として、で、決議した施策や予算の執行が。どっちだっていいわ。いら
ないわ、こんなものな。

中野長勲委員 最良からいらぬのかね。

中原輝明委員 最良は、いらぬ。

古厩圭吾委員 こころはいらぬと思うな。

委員長 議会は、塩尻市の意思決定機関として議決した政策や予算の執行状況を適法・適性かつ公平・効率的
に、でいいですかね。

〔「そう、そう」の声あり〕

委員長 すっきりしているで、いいですね。3条はどうですか、役割。

鈴木明子委員 多様な、は入れたほうがいい。

委員長 多様は入れたいですから。

副委員長 多様な市民とするのか、市民の多様な声とするのか、どっち。

委員長 市民の多様な声だと思ふんですけど、多様な市民の声。

古厩圭吾委員 表現の仕方なんて、それぞれ好みがあるでな、どっちも。

委員長 市民の多様な声を市政に反映するとともに、というふうですね。

中原巳年男委員 2条の最後の、判断、ってどこにかかっているの。監視するはいいんだけども。それがちょ
っと。3条へ行く前に、2条の判断って何のことなのか。

鈴木明子委員 議会は、判断し、監視する。

委員長 第2条のところですか。

鈴木明子委員 主語が、議会は。

中原巳年男委員 判断に、今、こだわっている。

古厩圭吾委員 監視するということは、判断するということも入っているという言やあ、繰り返さなんでもい
い。

委員長 2条へ戻ってしまったんですが、最後のところですね。判断し、監視する。

中原巳年男委員 だから、何を判断するの、っていうの。

古厩圭吾委員 だから、判断っていうのは抜いちゃったほうが、むしろよかねえ。

中原巳年男委員 うん、わかりやすい。

委員長 これは、議員必携のところに、批判し、という言葉だったんです、最初。批判し、じゃちょっときつ
いと、じゃあ、判断し、がいいということで、判断になりましたので。その経緯で、もし削るとしたら。

古厩圭吾委員 監視する、でいいじゃないか。判断は当然入っているで、監視には。

中原巳年男委員 議決した段階で判断しているんだから。

委員長 では、ちょっと読みますね。並びに民主的になされているかどうかを監視するものとする。でいいで
すか。

鈴木明子委員 いいんじゃないですか。

委員長 はい。その括弧、役割の中の第3条は、市民の多様な声を市政に反映するとともに、というところ以

外は、特に削るところないですか、あとは。

副委員長 ちょっと引かかるのは、市民の知る権利に応えるために情報提供を求めるのかなあというところが引かかるんですけども。

委員長 その心は。

副委員長 私たちは、市民の代表として私たちが判断するために情報の提供を求めるというのが議会の役割ではないかということ。これに、市民の知る権利に応えるためというのは、行政側が考えなきゃいけないということになる。

古厩圭吾委員 これも削除してもいいかもしれない、市長までの間を。

委員長 そうしますと、反映するとともに、の後の、市民の知る権利に応えるため、を削除。

古厩圭吾委員 削除したほうが、面倒がないかもしれんね。

委員長 ちょっと、じゃあ読んでみますね。第3条、議会は、市民の多様な声を市政に反映するとともに、市長及びその他の執行機関に十分な情報の提供を求め、議論を行い、塩尻市の将来を市民とともに築く役割を担うものとする。

鈴木明子委員 いいんじゃない。

古厩圭吾委員 すっきりするね。

委員長 3ページのほうで。この第2章の議会と議員の活動原則は、もともとすっきり書こうということで書かれているので。

丸山寿子委員 文章表現として、ねばならない的表現でずっと書いてありますが、原則論のところは書いてありますけれども、ねばならないの表現が。

委員長 そうですね。原則ですから義務規定的な。

古厩圭吾委員 早く言えば、その(4)の市民に説明責任を果たすため、という部分を削除してもよくないですか。

委員長 第4条の4号ですね。

古厩圭吾委員 (4)ね。議会活動について、広報活動の充実に努めること。そうじゃないと、この括弧に理由を書いちゃうと、おれ理解できてないわというようなことをどんどん言われちゃった時に対応できるかという話になりかねない。こんな程度で、やってると思っているだけ、と言われりゃ、何も言うことはなくなっちゃう。だから、説明を果たすためというのは、現実、なくてもいいんじゃない。こういう理由づけをしちゃうとさ、結構自分で苦しむよ。

中原巳年男委員 おれはどうしたってそんなのわからないだで、もっとわかるように説明しろって、何回説明したって言われちゃう。

古厩圭吾委員 言われちゃう可能性ある、口実に使われる可能性はあると思う。

丸山寿子委員 この4を全部取るということですか。

〔「違う」の声あり〕

丸山寿子委員 この真ん中の部分ですか。

古厩圭吾委員 市民に説明責任を果たすため、という部分だけを抜いちゃうだよ。

丸山寿子委員 説明責任、それはわかります。

委員長 そしたら、この4号の、議決事項及び議会の活動について、以下の、市民に説明責任を果たすため、までを削除すると。読んでみますね。4号、議決事項及び議会活動について、広報活動の充実に努める。

副委員長 ついての広報活動充実に努める。

中野長勲委員 の、を入れるだね。

副委員長 広報活動の、ののほうは、のがなくてもいい。

委員長 もう一回読みますね、じゃあ、のを入れて。議決事項及び議会活動についての広報活動の充実に努める。ちょっと変ですね。

古厩圭吾委員 ちょっと、のが多いね。どっちかを削って。

委員長 そうなってくるともう、広報活動の充実に努めること、になっちゃう。

鈴木明子委員 の、なしでもいいんじゃない。ついて、広報活動の充実に努める。

中野長勲委員 広報活動というのは、議会活動を、せ。

古厩圭吾委員 それだとまどろっこしくなっちゃう。そうすると、おかしくなっちゃう。だで、何々についてこうするということだで、これでいいんじゃない。そのままの表現でいきゃあ。

委員長 じゃあもう一度、のが入らないほうで読みますから。議決事項及び議会活動について広報活動の充実に努めること。広報活動の活動を取ればいいんじゃないですか。じゃあ、もう一回読みますね。議決事項及び議会活動について広報の充実に努めること。そのほうがいい、聞こえがね。

古厩圭吾委員 それはいいね。これは、活動いらんじゃない、活動は前でもあるでね。

委員長 議決事項及び議会活動について広報の充実に努めること

古厩圭吾委員 ああ、いいねえ。だんだん感じがよくなってきている。

塩原政治委員 この4条の(2)ね、市民にとってわかりやすい議事運営を行うよう努めること。これは、議事運営と議会運営を区別しているの。議長のほうでは区別してるんですね。

委員長 議事運営にしたのは、議会運営より議事だから、進行の話ですね。

塩原政治委員 3番に、議長は、傍聴の意欲を高めるため、市民にわかりやすい議事運営に努めなければならない。ここには入っていますね、議事運営が。そうすると、これは議会運営か。

委員長 議長もそうだし、議会もそうなんですけど、議長がおっしゃっているのは、議事運営と議会運営の違いを。

塩原政治委員 ここは、市民にわかりやすい議会運営を行う、ほうがいい。

委員長 今、議長のほうから、2号の市民にとってわかりやすい議事運営を行うように努める、ところを、議会運営のほうがいいのではないかという提案ですが。

丸山寿子委員 それのほうわかりやすいね。

委員長 議会運営で考えます。

中原巳年男委員 行わなければならない。これから先、幾つもこういうのが出てくるけど。

丸山寿子委員 ねばならない、についてですよ。私もちょっと、それさっき。

鈴木明子委員 でも、4条のところで、行わなければならない、ってなっていて、5条も、議員は行わなけれ

ばならない、で、これは対になっていないじゃないですか。

中原巳年男委員 だから、活動を行うよう努力しなければいけない、とか、努力する、とかというふうにならなければならない、ということになると、あとへ引けなくなっちゃう。

小野光明委員 原則だからいいのでは。

鈴木明子委員 でも、活動原則に基づいて活動するのでいいんじゃないの。それで項目が、あがっていることも特に難しいことじゃないわけで。

委員長 第4条のところでは義務、いわゆる、何々しなければならぬで、具体的には、こういうふうに取り組むこと、努めること、努めること、っていう、どちらかと言うと、そういう逃げ方。逃げ方と言うと変ですけど、そういう解釈を。そうは言っても、最初はやっぱり、活動は目標というかですから、やっぱりしなければならないという文章にして、実際には、努めることとか、努力しなさいという表現にはいたしました。

塩原政治委員 こういうところは、例えば、クエスチョンマークつけておいて、後でもって、法制担当のほうでやってもらう時に、話をして。

委員長 そうですね。やっぱり、平仄をそろえろってやったほうがいいという話になれば、どちらかにして。じゃあちょっと事務局、その辺チェックしておいてください。

鈴木明子委員 5条の2番。さっきの例にならって少し簡略化してもいいですか。市民の代表として政治倫理に基づき良心と自覚ある活動を行い、見識を養うよう努めること。で、意見を的確に把握し、というのは、どこかさっき出てきたように。

古厩圭吾委員 これは難しさはあるね、確かに。代表として政治倫理に基づき、この方がいいかもしれない。

委員長 それじゃ、今の鈴木委員の提案を読みますと、2号で、市民の代表として政治倫理に基づき良心と自覚ある活動を行い、見識を養うよう努めること。

古厩圭吾委員 それは、見識かい、識見かい、どっち。

委員長 ああ、済みません。識見ですね、識見。多くの市民からの意見を的確に把握し、を削除ということですが。

古厩圭吾委員 いいじゃない。これは、多くのものを的確に把握して、って、どうやって表現するだいていう話になっちゃうでさ、自己矛盾に陥るで。

丸山寿子委員 今のところで、政治倫理に関して、前にうちの議会でも話をしたことがあるので。

委員長 条例があります。

丸山寿子委員 その辺、条例があるものについてはどうするかというのを話し合っほしいというのもあったんだけど、入れるなら入れるし、ダブるのはどうかかと。

委員長 政治倫理に関しては、どこでしたっけ、入れましたよね。今ちょっと、政治倫理については別に定める。一番後ろのほうに、別に定めるって、確か残したはずですが。削っちゃったかな。

古厩圭吾委員 これは、言い出しゃ、きりがないところがあるでね。あれしちやいけな、これしちやいけな、って言えば、全部やっちゃいけなくなるでね。だで、書くほどのことじゃないだ。当然のことを書いていったって、きりがないわ。

鈴木明子委員 政治倫理について、それは何ぞやというのは条例に書いたかもしれないけど、それはそれでい

いんじゃない。

委員長 ちょっと済みません。事務局、政治倫理の条例持ってましたっけ、きょう。

古厩圭吾委員 これでいいじゃない。

丸山寿子委員 どこまでっていうの、難しいですよ。

古厩圭吾委員 だから、あそこに載ってなきゃいいじゃないかということになるでね、あんまり載せすぎると。

中原輝明委員 市民の代表って、ここで言うが、4条のところでは、市民の代表機関っていうことで、機関っていうのがつくが。

委員長 これは議会なので、機関という言葉を使っています。こういう言葉があるのだから。

古厩圭吾委員 今のところは議員って言うで。

委員長 それもじゃあ、ちょっとそれは法制に聞きますかね。

中原輝明委員 機関の代表って、代表っていうことは同じようなことだ。まあ、聞いてみて。

委員長 ちょっと聞いてみますね。今、中原委員から、4条の1号で、市民の代表機関という言葉で、5条の(2)は、市民の代表と。上は議会の活動原則なので機関という言葉を使って、5条は議員の活動原則なので代表という言葉になっている。ちょっとじゃあ、ここを確認してまた。それで、政治倫理の話、ちょっと。

丸山寿子委員 今、みんなでそういうことで認識が同じならそれでいいと思います。

委員長 いいですか、はい。

丸山寿子委員 詳しく書いているわけで、それに基づきって。

委員長 では、3章の議長に移ります。直したでいいですかね、会派離脱のところを。

〔「いいです」の声あり〕

委員長 第4章の第7条。

古厩圭吾委員 広く市民の声を聞き、というのと、次、個々の議員の特色を活かして、というのと、それぞれの持てる力を発揮し、というの、ほぼ同じことを言ってると思うだよね。だもんで、これ、どっちかに整理しちゃったほうがよくない。個々の議員の、と言ったり、それぞれの持てる力というのと、個々の議員の特色というの。

鈴木明子委員 7条にこの項目、いるかな。

中原輝明委員 すっきりしない。

鈴木明子委員 役割のところ、どこだったっけ。

委員長 総則の役割ですね。3条。

丸山寿子委員 市民の多様な声を。

鈴木明子委員 市民の多様な声を市政に反映するとともに。

委員長 似たような文章で。

古厩圭吾委員 おれが思うには、この言ってることというのは、議員は個々によって違うんだよと。違うから、それぞれがそれぞれの主張をしあって、で、いくべきだろうというのが原点にあるかと、おれは思って。そのことは、みんなが一緒じゃないと、議員っていうのは、という部分を、ある面では言ってるんじゃないのかなとは思うだよ。だから、おれは違うんだと。違うというのがまず前提にあるということだけを確認しておかないと、意

識統一しろみたいなことを、議会はこうだって言われて、そうですかというのはおかしいじゃないだ、という話はあると思うだよ、おれは。議員の中なんか、違う意見があつて当たり前だろう。

塩原政治委員 何となく使命とダブっているね。

古厩圭吾委員 そこらもね、これは混同しやすい難しさはあるだよ。

委員長 ここを、ちょっと第7条は、議会は、広く市民の声を聞き、個々の議員の持てる力を発揮し、市民福祉の向上に努める。くらいでいいんじゃないですかね。

古厩圭吾委員 うん、どちらかを落としてもらえば。

委員長 そのほうがすっきりするんじゃないかなというふうに思いますが。もう一度読みますね。議会は、広く市民の声を聞き、個々の議員の持てる力を発揮し、市民福祉の向上に努める。特色からそれぞれの、を削除をお願いします。2項、ちょっと先ほど申し上げましたが、議会は、市内の各種団体等、というに限られるので、広くという意見と、あと、全員協議会の時に太田議員から、あまり経済団体とばかりやりすぎると、利益追求に議会在引張られてしまうから、その辺はちょっと精査したほうがいいみたいな意見がありましたので、その辺を含めて、何て言うんですか、できるだけ広い団体というか、いわゆる個々の市民とは違って、市民活動とかも含めた団体のような気がします。

古厩圭吾委員 これも、さっきの話じゃないが、カットしちゃえばどうだい。市内のから、各種団体等との、までをカットしちゃうと、議会は、交流事業などを通じて、より多くの市民の考えや意見を聞く機会を設け云々として、その何とか団体とかいうものをなくして。

委員長 市内の。

古厩圭吾委員 議会は、交流事業などを通じて、ってしちゃえばどう。いろいろを特定しなんで。どういう事業というか、交流事業すべて網羅しちゃう。いまいち納得しないか。

委員長 いずれにしる、団体というのはね、固定しちゃうから、逆に広く解釈を求めて、議会は交流事業などを通じて、個人も団体もという、そういう意味合いの文章の説明も少し手を加えて、そんな形にしますかね。この辺、中野委員からね、いわゆる農協とかと一緒にやっていくべきだという御意見があつて、解説のところにもわざわざ書いたり、ああ、なるほどな、と思ったんですが、どうでしょうか、中野委員。

中野長勲委員 簡単にね、やっぱり各種団体の中で、やっぱり底辺の意見も吸い上げるというようなことで必要かなと思ったけど、ここまで考えてくるとね、やっぱり、もうひと考えかなという感じはする。何かいい、各種団体というものに位置つける言葉が見つければいいが。

丸山寿子委員 1行目の後のほうの、より多くの市民の、の後に、市民や団体の、と入れたらどうですか。

委員長 何ですか。

丸山寿子委員 1行目の、より多くの、の後の、市民の、だけど、市民や団体のって入れると。

古厩圭吾委員 その前をそっくり削っちゃって。

丸山寿子委員 交流事業などを通じて、はいると思うんですけども。

委員長 ちょっと今、整理すると、議会は、交流事業などを通じて、より多くの市民や団体の考え、市民・団体の考えや意見を聞く機会を設け、という形にするという意見ですが。そのほうが。

中原巳年男委員 交流事業でより多くの市民、ってなってきた時に、おれが声かけたけど、議会のほうは何も

やらねじゃねえかって言われちゃう。各種団体っていうと、ある程度限定される。

鈴木明子委員 議会の交流事業っていうのに、なかなか抵抗があるかもしれない。

中原巳年男委員 そう、交流事業っていうのもそう。

委員長 やっぱ、団体と交流したから、より多くの市民と。それが、より多くの市民と交流だと、確かに広くなりますね。

鈴木明子委員 議会は、交流会ばかりやってるだけいって。

丸山寿子委員 交流事業というのも、ちょっとあれですから、学習会とかってやったら。

中原巳年男委員 交流事業はなくてもいいんじゃないかな。

小野光明委員 交流事業まで取っちゃって。

古厩圭吾委員 それで、能力の強化を図り、までとっちゃって、政策提案の拡大に努める。

委員長 ちょっと、もう一回読んでみますね。議会は、より多くの市民・団体の考えや意見を聞く機会を設け、議会及び議員の政策能力の強化を図り、政策提案の拡大に努める。

古厩圭吾委員 今の、議会及び何とかを図りということころまでは、いらぬじゃない。そんなことは当然のことだって言われりゃさ。

委員長 いいですか。議会は、より多くの市民・団体の考えや意見を聞く機会を設け、政策提案の拡大に努める。

古厩圭吾委員 それでいいじゃない。

委員長 はい、いいですかね。

中原輝明委員 次の市議会議員は大変だよ。これだけできりゃ。これだけやっていかなきゃいけんというから。こんなものはあれだぞ、大変だわ、できない者はいっぱいいるぞ、これは。弱音吐いてくるなよ、いじめないよに、頼むぞ。やれる人はいいよ。やれなきゃそれまでで終わりさ。

委員長 やれない人は。

丸山寿子委員 努めればいい。

古厩圭吾委員 それを法律に責められるというが、それは十分だね。

中原輝明委員 それは責められるよ。

古厩圭吾委員 それはおっしゃるとおりです。だから、責められてもいいように努力しようと、こういう思いでつくっているんだからしょうがないじゃん。

中原輝明委員 これは大変なことだよ。今のところ、こうやってやってはいるが。

委員長 やれる人に当選していただきたい。

古厩圭吾委員 そうすると、おれらは老婆心でものを言うっていう話になっちゃうで、納得しておっしゃるとおりって言うっきりない。

中原輝明委員 全くそういうことになっちゃうだじ、最終は。

中野長敷委員 これは議員の原点だな。

委員長 それでは、3項に進んでよろしいでしょうかね。

古厩圭吾委員 もう一回言っておくれや、今のやつ。

委員長 もう一回、2項をもう一回読みます。議会は、より多くの市民・団体の考えや意見を聞く機会を設け、政策提案の拡大に努める。

古厩圭吾委員 わかりました。

委員長 じゃあ、解説のほうは。

古厩圭吾委員 任してあるで、正副委員長に。

委員長 いいですか。じゃあ、御一任ください。7条の関係はいいですかね。では、これはいいですね、3項は。じゃあ、8条のほう、市民に対する情報の公開ですが、いかがでしょうか。ちょっと目を通していただいて、気になった点をざっくばらんに御発言いただければと思いますが。

事務局 抽選はいいんですか。

事務局次長 午後3時からです。

委員長 午後3時になったら抽選なので、休憩します。

塩原政治委員 3時になったじゃ、遅い。

委員長 そうですね、じゃあ、3時5分前。10分前ですか。

古厩圭吾委員 これも、説明責任を十分に果たさなければいけない、なんて言わなくてもいいじゃない。徹底する、でしゅゃえば、情報公開を徹底する。8条。以降は削除。

委員長 じゃあ、読みます。議会は、議会活動に関する情報公開を徹底する。いいですか。

古厩圭吾委員 なぜそうするかって言やあ、市民に説明責任を果たすためです。って、後で説明文のほうに書いておけばいい。

委員長 解説でつけ加えておけばいいですね。

古厩圭吾委員 いいんじゃないかい。理由はいいと思うだよ、おれ、議員がやることを書きゃ、何をするかをね。

委員長 2項、3項、4項については、いかがですか。

副委員長 2項は、記録として残さなければならない、というのは、議会だよりとホームページと両方を指しているんですか。

委員長 そうですね、両方。

中原巳年男委員 そうすると、ちょっとこれ理解できない。

丸山寿子委員 それと、賛否って、今、あれですよ、採決があった部分の賛否を出すという意味で。

委員長 そうです。賛否が分かれた場合だけ。

丸山寿子委員 議会によっては、東京のほうの、全部を ×にして出している議会もいっぱいあるんだけど。

古厩圭吾委員 全部 だけだったら、をわざわざ書いて出したってばかみたなものだね、場所を取るだけで、全部 なら、無駄なことだよ。以外は全員賛成でした、って書くだけでいいじゃん。

委員長 この辺は広報委員会のね、編集権の問題もありますので。2項、3項は、公表するだけでいいですかね。

丸山寿子委員 ねばならないと言うと、何か、すべてを出さなきゃいけないような感じがしちゃうので。

委員長 じゃあ、いいですか。議会は、議案等に対する議員の賛否を議会だよりやホームページに公表する。

〔「等を」の声あり〕

委員長 等を入れたほうがいいですか。どこかに入れますか。

副委員長 議案等って。

委員長 議案以外に賛否って。請願とかは議案に入るんですか、入らないですよ。請願、陳情は。

副委員長 請願は入る。

委員長 請願は入りますよね。じゃあ、等が入ったほうが。

副委員長 陳情は入らないで。

委員長 陳情は入らない。

古厩圭吾委員 ただし、採択された場合に、議会が意見書を出す場合に入るだ。

委員長 もしくは、議会は、議員の賛否を議会だよりやホームページに公表する。議案等に対する、というのを抜いてしまっても、意味が通じると思いますが。議会は、議員の賛否を議会だよりやホームページに公表する。

古厩圭吾委員 それでもいい。そのほうが面倒じゃなくていいや。

委員長 じゃあ、もう一回読みますね、2項。議会は、議員の賛否を議会だよりやホームページに公表する。

鈴木明子委員 議案に対するは、入っているほうが。

委員長 あったほうがいいですかね。ちょっと済みません、事務局、議案等ですと全部入るということでいいですか、解釈は。

事務局長 よろしいじゃないですか。等を入れたほうが。

委員長 だったら入れておいたほうがいいですね。

古厩圭吾委員 じゃあまた復活するだね。

委員長 復活。じゃあもう一回読みますね。今、やっぱ入れといたらと。議会は、議案等に対する議員の賛否を議会だよりやホームページに公表する。

鈴木明子委員 3項のところの、理由が書いてある部分は、やっぱりどうですか。

委員長 ちょっと御指摘ください。

鈴木明子委員 市民の傍聴意欲と関心を高めるために。ちょっと。

古厩圭吾委員 こんなこと、言うことじゃないや。

委員長 そうすると、今の提案を。議会は、一般質問をはじめとする議会日程の積極的な広報を行うとともに、議案関係資料の閲覧や、傍聴者へ資料の提供など、積極的な情報公開に努めなければならない。

古厩圭吾委員 これもちょっと整理した表現ができるね。

中原巳年男委員 傍聴者へ資料の提供、って、30人も50人も来たって資料を出し切れるかどうか。

古厩圭吾委員 そう、出し切れないね、そんなに。

委員長 まあその、あれですね、努めなければならないにしてあるのは、その可能な限りやるべきと。

中原巳年男委員 これ、例えば、資料の決算書をくれと言われても困るでしょう、あんな厚いもの。

古厩圭吾委員 そうだね、あんなもの出せないもの。

丸山寿子委員 でも、今、一部は何か出してますよね、傍聴席に。

委員長 出してますね。

古厩圭吾委員 出せるものはいいけど、おらあがしょって歩くような重いような、あの一式を出されたって大変だぜ。銭がないわ。

委員長 これはあれですよ、解説のところにはあるんですけど、インターネットとかで、紙じゃないものだったら載つけられるから、その辺の話を。傍聴者へ、それはいいの。議案関係資料の閲覧や、で対応するから。傍聴者への資料提供など、はどうしますか、そしたら。

中原輝明委員 そんなものは、そっくりいらねわ。

委員長 議会は。

中原巳年男委員 議案関係資料の閲覧など、積極的な情報公開に。

塩原政治委員 3番と4番を一緒にしちゃえばいい。

中原輝明委員 そんなもの一緒にしたほうがいいぞ。

古厩圭吾委員 この3番は、うんと簡潔な表現ができると思うよ。

事務局長 午後3時になっちゃいますよ。

委員長 あっ、なりますか。じゃあ、午後3時10分まで休憩します。

午後2時55分 休憩

午後3時10分 再開

委員長 それでは、休憩に引き続いて会議を進めます。8条の3項のところの議論でしたが、もう少しシンプルにできないかというお話でしたが、ちょっと休み時間中に考えたんですが、前半と後半を別に分けてもいいのかなというふうに思うんですが。ちょっと読みますね、私の案を。議会は、一般質問をはじめとする議会日程の積極的な広報を行う。もう1項、4項をもう一個新しくつくって、議会は、議案関係資料の閲覧や、傍聴者へ資料提供など、積極的な情報公開に努める、ぐらいですか。二つに分ければ。これ、一緒にしてあるからわかりにくいので。もう一度読みます。議会は、一般質問をはじめとする議会日程の積極的な広報を行う。もう1項ふやして、議会は、議案関係資料の閲覧や、傍聴者へ資料の提供など、積極的な情報公開に努める。

古厩圭吾委員 これも、そうは言うが、一般質問だけでいいだかっていう話になっちゃうでさ。例えば、これは質問、どんな質問項目とか、質問内容とかそういうことを知らせておきたいということでしょう、これは。

委員長 そうですね。あと、いつからやるとか。

古厩圭吾委員 だから、始めとも終わりとも、こんなことはどうでもよくはない、これ。質問内容とか、議会日程とか、そういうことをこういうふうに具体的に言えばよくないか。何とかをはじめとして、なんて。一般質問をはじめとすりゃあ、代表質問はどうでもいいかといってやられるで。

丸山寿子委員 委員会の日程もネットには確か載ってますよね。

古厩圭吾委員 だから、そういうことを同列にここに書いておけばいいじゃないだ。

委員長 一般質問をはじめとする、を削りゃあいいですかね、じゃあ。

古厩圭吾委員 そんなことはいいんじゃないか。議会日程、質問内容等を、か、まあ何か知らんが。

委員長 じゃあ、議会は、議会日程等の積極的な広報を行う、と。

中原輝明委員 3と4を一つにしたっていいじゃん、こんなもの。

委員長 3と4を一つでという話もありますが、もし、3と4を一つという話になると、解説のほうで扱う話になっちゃう。

中原巳年男委員 この4番も、議会は、あらゆる市民が傍聴できるように努める、議案関係資料の閲覧や云々という項目をつければ、後半の部分をこうい。

古厩圭吾委員 言ってることは違うと思うね。3番で言ってることと、4番のこととは違うと思うだ。

中原輝明委員 違うか。

塩原政治委員 障害者とか。

古厩圭吾委員 相手方の情報について言ってるんだからさ。

委員長 4は、もっと細かく書いてあったんだけど、だいぶ削ったもんですから、じゃあ解説のほうでこういふふうに細かく説明をしておきましょうと。

古厩圭吾委員 3をもうちょっと短くして。

委員長 もうちょっと短く。じゃあちょっと、もう少し短くしたやつ案をお願いしたいと思います。どこを削ればいいのか。

古厩圭吾委員 質問内容、議会日程。

委員長 今、一応2つにしたらどうですかという話でしたが。

塩原政治委員 これ、議会は、積極的な情報公開に努め、市民の傍聴意識と関心を高めるよう努力をする。なんてのはどうです。

古厩圭吾委員 やっぱ、相手方がどう受け止めようが、こういうことをするという方向だけでいいじゃないですか。

鈴木明子委員 押しつけがましくならないように。

丸山寿子委員 関心を高めるということをやるってということですよ。

委員長 何か、落とすところがなくなってしまったね。

塩原政治委員 傍聴をふやしたいということずら。

委員長 そうです、そうです。

古厩圭吾委員 そういうことがすぐできやすくするために何をするかということを書けばよかった、ここでは、そういうことずら。

委員長 そういうことですね。傍聴を高めたり。

古厩圭吾委員 まあ日程は必要だろうな。日程と質問内容と。

委員長 質問内容は必要だと思うんですよ。

古厩圭吾委員 日程、質問内容等の広報を行うと。

委員長 関心を喚起しなきゃいけないですね。

古厩圭吾委員 みんな併記しちゃやどうだい、4つばか、みんな。

委員長 ここに、議会は、一般質問、内容。

古厩圭吾委員 質問内容せ。

丸山寿子委員 一般はもういらぬ。

委員長 質問の内容、日程。

古厩圭吾委員 それから、関係資料の閲覧、傍聴者への資料の提供など、積極的な情報公開に努める。でいいじゃねえ。

丸山寿子委員 情報公開、提供。

委員長 情報公開、広報、どっちになるんでしょうね。

副委員長 提供でしょう。

丸山寿子委員 提供だと思っんですよね。情報公開ってやると、何か、既に起こったことを公開するものとして。

委員長 ちょっとじゃあ、古厩委員、話してもらえますか。

古厩圭吾委員 議会は、質問内容、議会日程、それから議案関係資料の閲覧、傍聴者への資料の提供など、積極的な情報提供に努める。

鈴木明子委員 提供が重なるもんで、あれかな。資料の配布。

委員長 配布。

古厩圭吾委員 配布のほうがいいね。に努める。でよかねえ。努めねばならない、というよりも。

〔「努めるでいい」の声あり〕

委員長 そうですね。今の古厩委員の案でいかがでしょうか。よろしいですかね。

〔「いいです」の声あり〕

古厩圭吾委員 何言ったかわからねえがさ。

委員長 事務局がちゃんと記録とっていますんでね。で、4項はこのままでいいですかね。一応、解説のところで詳しくありますが、丸山委員。

丸山寿子委員 でも、解説はもうちょっと短くしてもよかったのかなと。こういう文章的に、このままでいいって言うんならいいですけど、それで。

鈴木明子委員 ノーマライゼーションってさ、ちょっと、使ってね。ハンディキャップとか、そういうふうにならねえ、だれでも。

丸山寿子委員 障害のあるなしにかかわらずということですよ。ノーマライゼーション。

委員長 ノーマライゼーション、障害のあるなしにかかわらず、ですね。

鈴木明子委員 そちら辺は日本語でやってもらってもいいですけど。

中原巳年男委員 ものによっては、小さい子供を連れてきたら託児をすること。

丸山寿子委員 違いますよ。

中原巳年男委員 右側の話だけ読んだら、託児をすること。

丸山寿子委員 だから、既に実施している議場での手話通訳や要約筆記や、託児というのはまだやっていないんですけど、その辺はここに詳しく書く。ノーマライゼーションに基づき。

鈴木明子委員 だから、ハンディキャップって書かないほうがいいんじゃないかな。

塩原政治委員 それがあるって言って削ったんでしょう。

鈴木明子委員 ノーマライゼーションに基づき。

丸山寿子委員 ちょっと考えたのは、既に実施しているという言葉がいかかわからないけど、既に実施している議場での手話通訳や要約筆記及び託児を含め、ノーマライゼーションに可能な限り配慮する、じゃないな。努める。

委員長 ちょっと解説は、丸山委員とまた相談させていただいていいですかね。

丸山寿子委員 済みません、いいですか。

委員長 次の9条、お願いします。8条は、どっちかという情報の公開でした。9条は、広報の充実なんです。

鈴木明子委員 議決結果のみならず、というところを削ればいいんじゃない。

中原巳年男委員 うんそう、そこが何かダブるような気がする。

古厩圭吾委員 実際にやるって言やあ、要するに、うんと率直な話するとさ、いろんな意見が出るわけだ、議会で、議会の意見としてさ。それを全部あげていくっていう意味、これは。

委員長 どこですか。

古厩圭吾委員 今の。

鈴木明子委員 2項。

古厩圭吾委員 審議過程の情報発信を行うということなんだけどさ。

委員長 要するに、今おっしゃっているのは、その辺の廊下で話したことまであげるのかということですか。

古厩圭吾委員 まあ、廊下までではないが。

委員長 極論を言えば、基本的に、議会の定例会の中の委員会で議事録に残ったことだけです。

古厩圭吾委員 だから、それでいいけどさ、それだけやるっていやあ、膨大な資料が必要だよ、本当のことを言うとな。

小野光明委員 今は広くインターネット。

委員長 インターネットだから中継すれば。

鈴木明子委員 中継すればいいとかいう話も出たやつではないですか。

古厩圭吾委員 そういうことなら、それでうんと楽だけれど。

委員長 それでいいと、それを指していますので。ちょっと解説のところですね、少し。審議過程っていう言葉が変ですか、そうすると。

古厩圭吾委員 この辺の難しさは考えておかなきゃいけないと思うよ。今度は、審議過程がわからねえがと、そういうことをどんどん言われてくる可能性だって、ないじゃないでね。ただ、ネットを見てくださいで済むなら、それでいいけどさ。

委員長 ネットを見てください、で済ませるつもり。

古厩圭吾委員 だったら、それなりのネットを、今度は用意しなきゃいけないわけだね。

丸山寿子委員 委員会も、でも、今全部公開になっているから、早くはあれかもしれないけど。

古厩圭吾委員 だでさ、見れるだけじゃいけないだよ、おれが言っていることはね。見なんだ人がさ、どうしてそんなふうになっちゃただ、ということを書いてきた場合に。

委員長 この間の体協のがあれですけど。

古厩圭吾委員 あのくれわかりやすいことだって、そうもんだでさ、こんなもの大変なことだ。

丸山寿子委員 途中のものまですべてという、なかなか、そういうものを見てもらうっていうのは難しいですよ。

委員長 そうは言っても、どこかで線を引かなきゃだめですから。

古厩圭吾委員 もう最後は多数決つきりないだね、結果は。

丸山寿子委員 本会議の議事録。

中原巳年男委員 委員長報告っていうのをあげておきゃいいじゃん。

古厩圭吾委員 委員長報告が一番いいだね。委員長報告は、結構配慮して。

中原巳年男委員 えらい、そんなに審議過程って言われたら、委員長報告なら早く載せられるでしょう。

中原輝明委員 まあ、委員長報告ではあれだな、塩尻の委員長報告はうんとまてえだな。立派なものだな。立派って言やあ立派だし、立派じゃないって言やあ。松本へいけば何も無いわ。

委員長 ないね。

中原輝明委員 何もねえわ。あんな馬鹿なことはねえわな、塩尻はまじめってもんだよ。

中野長勲委員 基本条例ができてるだね。

古厩圭吾委員 あの基本条例は大したものさ。

中野長勲委員 人数も多いしね。

委員長 ちょっとじゃあ、9条の関係は、1項、2項、3項ありますが、1項のところはいいですかね。1項はいいと思うんですけど、2項のところを。これで。

丸山寿子委員 私、いいと思うんですけど。まだ、委員会の議事録だって発信していないところもあったりするんだけど。

委員長 そうですね。うちは随分進んでますからね。3項の広報委員会は、議員自ら編集しろとうたったということですが、いいかと思いますが、どうですか、何か。

〔「いいです」の声あり〕

委員長 いいですかね。

鈴木明子委員 いいです、というのは、このままということ。

委員長 このままですが、ちょっと気になる点があれば、先ほど鈴木委員、どこか言いませんでしたか、何か。

鈴木明子委員 議会の議決結果のみならず、というところ、なくてもいいんじゃない。

委員長 わざわざここで言わなくてもいいですね。

古厩圭吾委員 のみならず、まで言わなくてもいいと思う。

委員長 じゃあ、ここは削るような方向でよろしいですかね。じゃあ、議会は、市民に対し、審議過程の情報発信を行うため、情報技術やマスメディア等を積極的に活用し、創意工夫を努める。に、なってますけど、工夫を努める。

鈴木明子委員 工夫を努める、でいいんじゃない。

委員長 創意工夫を努める。僕の、ちょっと済みません、日本語が。

古厩圭吾委員 これもなくてもよくない。活用する、で。

委員長 活用する、でいいかもしれないですね。

古厩圭吾委員 それでいいじゃない。情報技術を活用するってことは、いいじゃない、それで。

委員長 じゃあ、もう一度だけ読みます。議会は、市民に対し審議過程の情報発信を行うため、情報技術やマスメディア等を積極的に活用する。

鈴木明子委員 委員会の中継やらなきゃいけないね。努める、だけならいいけど。

副委員長 マスメディアっていうのは何を指すのでしょうか。

委員長 テレビ松本とか、あとは、市民タイムスですね。

小野光明委員 活用しようと思っても、しないスタンスがあるから。

副委員長 こっちが活用しようとする、お金出して原稿送らなきゃいかんし。

委員長 この間の記者会見でなくて、議会が終わった後、何か、ここで映像で映したじゃないですか。松本議会があって、こうみんなでこういうことをやりました。ああいうのは、別にお金かけずにやってくれるそうですから。活用というのはそういうことになると思います、もしやるとすれば。

塩原政治委員 塩尻もやるということ、取られるかもしれないよ。

委員長 それはあるかも。

古厩圭吾委員 マスメディア、マスはいらないかもしれないね。

丸山寿子委員 マスの入るのは、公共的なやつですか。

古厩圭吾委員 NHKでやってくれりゃ、いいね。全国版で。

鈴木明子委員 やりきれません、って言われちゃう。

委員長 じゃあ、マスは最終は取ると。情報技術やメディア等を積極的に活用する。いいですかね。じゃあテンポ良く、次の議会報告会ですが、やらないとなったら、条文から落とす。やり方が、ちょっと、皆さんと一緒にないものがあるので。議会報告会をどういう形でやるのかが、ちょっとイメージができてない中で、載っていると、これはどういうことだっていうふうになると思うんですが、文言の前に。近隣の松本市のをもう一度説明すると、全議員が出席して、あと一応市民の皆さんに来ていただいて、そこで議会の運営の内容を話していました。一番最初に始めた栗山町では、各地区ですね、塩尻だと5地区くらいですか、に、きょう先ほどやったみたいに抽選で。地元みんな行って自分のことをしゃべりたいんだけど、そうじゃなくて、必ずしも地元に行かないよと。

古厩圭吾委員 来る人にも抽選で、必ず来なさいよと。

委員長 議決した内容ですね、について、特に主だったものを2つほどあげて、その後は、市民から自由にいろんな意見を言っていたかと。

古厩圭吾委員 言われてみれば、おれも市民と同じだ。おれは、そいつは気にいらねが、という衆ばかりいりゃあ、また難しい。説明できるかい。

中野長勲委員 これだって、目玉の一つずら。

委員長 うん、そうなります。

古厩圭吾委員 だから、目玉だけつくろうと思や、疲れるじ。

委員長 前にこの委員会で出ていますが、この後で懇親会やってもいいじゃないかというのが出たんですけど、

古厩委員だったか、ちょっと忘れちゃったけれど。

古厩圭吾委員 おれ、懇親会好きだが言わねえぞ。

委員長 僕、これいいなあとは率直に思いましたけれど。

丸山寿子委員 松本のはあれですね、委員長が一応それぞれ委員会の報告をしたり。

委員長 委員長が報告。

丸山寿子委員 前に出ていく、委員長と、議会運営委員会と。

古厩圭吾委員 副委員長でもいいな、めった、機会がなくてもいいで。

副委員長 司会は、1回目が議長で、2回目が副議長で、3回目が議運の委員長という、そういう順番で。

委員長 回しているみたいですね。議会報告会はね、松本は議会の運営の方法について話している。

鈴木明子委員 例えば、松本市議会で全議員がずらっと並んでいるところへ、市民の人たちが来て聞いたわけ。

丸山寿子委員 1回目に、私、見に行ったんですけど、全員が前に出たんじゃなくて、役職に就いている人が前に出ていて、会場内にほかの議員はいたりしていたんですけど。広報は全員がやる。

古厩圭吾委員 いて、質問したりして。

丸山寿子委員 それは、そういうあれじゃない。ある意味無理がなくて、委員長が自分の委員会の報告をしていたんで。1回目は本当に、議会の仕組みの説明みたいなことなんですけれど。

古厩圭吾委員 それはね、地方のほうと国とで混乱して感じてる人がいっぱいいる。そこから言わなきゃわからない。

委員長 ちょっと時間が、今回、きょうは、先に進みますので、また皆さん研究しておいてください。こればかりは、これ一個で1回開かなきゃいけないで。文言は、一応これで行きたいと思いますが、いいですかね。ポイントは、全議員が参画して、やり方がもし何回にわかれたら、必ずどこかの説明会に行く。

古厩圭吾委員 この条文の中で、一個あるのは、議会の説明責任を果たすとともに、という部分は、おれ、なくてもいいと思う。こんなの、目的というか、果たせるかどうかだつてわからないんだからさ、開くってことだけでいいじゃないだ。

中野長勲委員 それはそうだね。

委員長 という意見ですが、ちょっとそれに従って読んでみますか。議会は、議会報告会を全議員が参画して年1回以上開催し、市民との対話を通して議会の政策提案及び行政の監視に役立てることとする。

中野長勲委員 責任を果たす、って言えば、ちょっと大変だね。

古厩圭吾委員 説明責任を果たすなんて言われりゃ、えらいことだよ。

丸山寿子委員 説明の機会を、というようなこと。

古厩圭吾委員 いいじゃん、それが機会だからさ。それで、説明しなんどけ、なんて言われて、できる人なんかだれもないよ。説明しちゃうに決まってるだで。

委員長 もし丸山委員の話を入れるとしたら、開催し、議会の説明の機会の場として、機会を設け、とかですね。

鈴木明子委員 報告会だから、説明するところだから。

中原輝明委員 そこのところでいいや、字句はまとめて。

古厩圭吾委員 またにしましょ。

中野長勲委員 報告会だで、質問なんか、受けられないわね。

中原巳年男委員 市民との対話ってなっちゃってる。

中野長勲委員 対話になってる。対話だで、質問受けなきゃいけない。

委員長 受けなきゃいけないです。

中野長勲委員 じゃあ、対話がおかしいわ。

丸山寿子委員 次にしましょ。

委員長 これ、次の時、ちょっと時間を取って話をしたいと思います。5ページの2号ですね。は、別に定める、で、5章、市長と議会の関係で。

塩原政治委員 これ、1は前回カットしたんじゃないの。市長は、執行機関としてそれぞれ権限と責任を分担し、市民に対して直接責任を負う、で切って、カットしたんじゃない、後は。

委員長 いや。事務局どうでしたか。

鈴木明子委員 対等な立場でなければならない、というのはあったね、何か、やったよね。

委員長 うん、カットしてあります。分担する、でおしまいですね。ちょっと済みません。第11条、議会は意思決定機関として、市長は、執行機関としてそれぞれ権限と責任を分担する。それで、以下、削除願います。失礼しました。そうすると、2項は現状のままですね。3項もこれでいいという話ですね。

鈴木明子委員 一問一答方式というやつについて、塩尻市型の一問一答でやっていく。

丸山寿子委員 部分的一問一答というわけですね。

委員長 いわゆる、全部じゃないですからね、当市の場合は。

古厩圭吾委員 おらあのほうが、よっぽど正常だと思うけど。結果わからなくて一部分だけ聞かれりゃ、本当に困ると思うよ、相手方のほうがね。市民だって、何のためにそんなことやるたい、って話になりかねない。

鈴木明子委員 流れがあって。

古厩圭吾委員 全体をまず聞かせておいたほうが、理事者だってやりいいじゃないかなあ。おらほのほうがよっぽどいいと思っている。部分的だなんて、考えることは何もないと思ってるよ。

丸山寿子委員 ただ、世間一般的に一問一答式というのは、一回目の質問から一問一答というのが、一問一答という名前がついちゃっているけど、いいか悪いかは別として、そういう名前なので。

委員長 一問一答（塩尻方式）とか。

丸山寿子委員 基本とする、というような形にしているから。

鈴木明子委員 基本とする、だからいいんじゃないの。

委員長 いいですかね。ここで逃げ、解釈の幅を持たせたという話で、基本とする。ここは、具体的に条文のほうがかかれているので、あまり手を入れる必要がないかなとも思いますが、6項の、議員は、法律及び議会で定める場合を除き、市長等が開催する審議会等に参加しないものとする。文章を直すつもりはないんですが、これもいいですかね、このまま載っけておいて。じゃあ、12条のほうへ移っていてもよろしいですかね。市長による政策等の形成過程の説明。これを、古厩委員、ちょっと問題提起を。

古厩圭吾委員 12条の本条文の中の、求めるものとする、とあるが、明らかにするように求める、なら、求

めるだけでもいいだろうし、ものとする、というのをわざわざつけ足すのに、何か意味あるだ。というのは、このことが言っているのは、現実として、市長に対して、市長が自分の政策を出す時に、これ、義務として市長に課すわけかい、これを。議会へ提案してくる時には、これを全部言わなきゃだめだよと言っているということか、これ。その辺についての考え方を、おれ、聞きたいだよ。

委員長 要するに、この文章だと、必ず市長が出すものは、この7項目を満たしていなきゃいけないというふうに読めてしまうと。そうじゃなくて、求めることができるくらいですかね。そうすると。

古厩圭吾委員 だから、そういう意味ならね、そういうふうになるようにしておいたほうがいいと思うよ。これだと、出すほうは、これを全部言わないうちに政策提案したってだめだよという話になりかねないと思うよ。

鈴木明子委員 松本はね、市長に対し、次に掲げる事項について明らかにするよう求めるものとする。というふうに。

委員長 ものとする、と。

古厩圭吾委員 ものとする、ということは、どういうこと。

委員長 そうすると、古厩委員の解釈だと、絶対条件になると。

古厩圭吾委員 うん、政策提案してくるなら出してくれと、それを。

委員長 求める、から、議会が求めない場合もあるわけですね。

古厩圭吾委員 だから、その辺があいまいになりかねないようなふうに関わりやあしないかい。あまりいろいろ言やあ、市長、やあだって言うよ。

塩原政治委員 その辺はちょっとあれじゃないの。この辺は、ちょっと委員長がやはり向こうとすり合わせしていく必要があるんじゃないかと思うんですけども。その上もそうだし、下もそうだけど。

委員長 すり合わせはどのタイミングかって言ったら、もうある程度してから言っていけないと、今みたいなところや、委員会ではこういう議論があってこういうふうになりましたって言って、すり合わせに言っていけないと、突っ込まれますから。それは、すり合わせはします、当然。

古厩圭吾委員 だから、ここで言っているこの7項目がどうでも相手に対して義務的に課すんじゃないで、向こうではこれは聞かれてもいいように用意しておいてくれよ、という意味のことならね、そういう表現をするなら、それで構わないと思うけどせ、どっちなのかなという話です。

委員長 僕も、一応たたき台つくったので、解釈としては、基本的に出す時は、この7項目は一応説明できる状態で出てくるはずだという。確かに、これ、書いてみりゃあ、皆さん、議員が大体委員会で、じゃあその事業はどうなの、という時に、まさに質問するポイントだと思うんですね。なので、ちょっと最初に戻りますが、もし古厩委員がそのところで、若干の言われた御意見を参考にすることで、求めることができる、ぐらいだと。

古厩圭吾委員 どうでもってことじゃないもんで。

委員長 で、何かあった時に、条例にきちんとこう書いてあるんだから、きちんと説明しなさいよと。

古厩圭吾委員 というぐらいのところでもいいというなら、そういうふうにおかないと、相手方は拒否したくなりゃしない。ここまで全部するって言やあ、手間がうんとかかっちゃうとかさ。

委員長 一応説明したからこれで、というふうにならぬために。

古厩圭吾委員 さっき説明したから、聞かないでください、って言われるかもしれないしね。

委員長 じゃあ、最後の語尾のところを、求めることができる。いいですか。

副委員長 ことができる、と言うと、ほかにできないこともあるのかね。

鈴木明子委員 重要な政策について、っていうのは。一から十まで7項目そろえて来いとは言わないけど、重要な政策についてはこういうふうにそろえて来い、というふうに言ってもいいじゃないかと。

古厩圭吾委員 重要か重要じゃないかは、だれが決めるだい。

鈴木明子委員 それは市長ずら。

古厩圭吾委員 それじゃ、おれは重要と思わなんだで、考えてないわい、て言われたら終わっちゃうじ。

鈴木明子委員 いいだ、そういう場合は、こっちが質問して、やあ、そんなことはねえで出せ、とかって言えば。

中原輝明委員 そんなことを言えるやつはいない。こんなこと言っちゃいけねえが。

古厩圭吾委員 いや、中原委員がいりゃあ、絶対言えるで。

委員長 少し、栗山は違う言い方をしています。ちょっと読みますね。町長は、議会に計画、政策、施策、事業等を提案する時は、政策等の水準を高めるため、次に掲げる政策等の決定過程を説明するよう努めなければならない。

副委員長 町長は。

委員長 町長は、議会に計画、政策、施策、事業等を提案する時は、政策等の水準を高めるため、次に掲げる政策等の決定過程を説明するよう努めなければならない。

古厩圭吾委員 それはあれですか、議会の議会条例で決めているわけですか。

委員長 そうです。

古厩圭吾委員 市長のかかわる自治条例とかさ、そうじゃないわけだね。それだもんでさ、こんなこと言っちゃいけないが、人のやることについてさ、別のほうで決めてるっていう話でさ、それは最終決定機関だと言やあそれまでだけでも、ただ、条例の名前からすると、議会はこういうことできるよ、ああいうこともできるよっていうのはいいけども、相手がやるべきことをさ、これやらなきゃいけねよ、と決めちゃうなんて話は、ちょっと僭越な話だ、って言われる可能性はあるよ。

委員長 まあ、二元代表制なんですけど、残念かどうかわかりませんが、市長が提案権を持っていますので。アメリカの議会みたいに、大統領は、アメリカは提案権を持ってませんから、やっぱ、その差で言うと、議会に提案権を持っている市長には、やっぱり求めなければならないということで、こういう文章に。栗山の人にちょっと詳しく聞いてみないとわからないですけどね。じゃあ、次へ進みたいと思いますので。一応、12条は、最後を、求めることができる、という形でいいですか。13条は、わかりやすい説明を求めるものとする。ということですが。ちょっと14条、私のほうでいいですかね。議会は、地方自治法第九十六条二項の議決事項については、と書いてあるんですが、議会は、基本構想に関する総合計画等を議決すべきものに定めることができる。ということで、この自治法を、わざわざここを述べななんでもいいのかなと思います。説明書きに、これは書いておけばいいみたいな話なので、そのほうがすっきりしていいかなと思います。いかがでしょうか。いいですかね。よろしいですか。じゃあ、議会は、基本構想に関する総合計画等を議決すべきものに定めることができます。で、2項は、前項の塩尻市総合計画以外の議決事件については別に定める。という形にしたいと思いますけれど

も。

古厩圭吾委員 ちょっといい。これ、例えば、議決をどうしてもしなきゃいけないものというのは、どこかに一覧表的に載っているようなことはあるだ、ないだ。

委員長 地方自治法上の話ですかね。それは、せっかくですので事務局のほうに。

古厩圭吾委員 ちょっとそれを確認して。

事務局長 自治法に載っています、それは。予算関係、そういったものを全部議決しなさいというのはありません。

古厩圭吾委員 ただ、しなさいだが、阿久根のように無視したっていいわけだね。

事務局長 まあ、いいっていう想定をされていないのが自治法だもんですから。

古厩圭吾委員 罰則はないってことだね。

事務局長 もちろん、そういう形ですけれども、今回どうなるかわかりませんが、これで今度は、議会、二十五、六日ごろ多分臨時会を開いて否決されますので、多分。そうなった時にどういう形でもって出てくるかというのは、また当然。

塩原政治委員 もう一回やり直さなきゃいけないね。

事務局長 そういう形になると思います。

古厩圭吾委員 だで、もしね、地方自治法に決まっているなら、それも同じようにあげてさ、これも加えて全部一覧表にしときゃ、それで終わりって感じになるじゃない。次のものは議会の議決を必要とする、とかさ。

委員長 より明確にするという意味で法律には載っているものと、基本条例で載っているもの、あわせてまとめたほうがいいと。

古厩圭吾委員 全部一覧表にして。一覧表と言やあおかしいが。第何条のって書くよりも、そのほうがわかりよかない。

委員長 という御意見ですが。

古厩圭吾委員 そういうことはあるかい。法的に。

委員長 まどろっこしい書き方で、6項目ありましたね、確かね。

事務局長 地方自治法に載っているのはね。

委員長 6項目、僕もすぐぱっと出てこないですが。

古厩圭吾委員 いい、それはいいだが。それじゃ無理してやることない。

鈴木明子委員 別に定めるでも。

古厩圭吾委員 これは、おらほだけが言ってることずら。

鈴木明子委員 じゃないんだよね。

事務局長 ほかのところでも言っているところはありますし、言っていないところもあります。

古厩圭吾委員 法では、言っていないわけだね。

事務局長 法では、別に、議会で議決しなければならないものとは違って掲げてありますけども、総合計画はその中に入っていないものですから、別に市長が定めてもいいわけです。基本構想そのものっていうのはもう、自治法上あります。これはもう、議決されなきゃいけないってなってますけれども。

委員長 隣に参照っていうところがありますね。この96条の 項ですね。96条にまず、先ほど申し上げた、今言った、地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。ダーツといろいろ書いてあって、号略で、 として、これがいわゆる議決権の拡大と言われることで、総務省が自治法の改正で入れたものです。前項に定めるものを除くほか、普通地方公共団体は、条例で普通地方公共団体に関する事件（法定受託事務に係るものを除く。）につき議会の議決すべきものを定めることができる。これが本条で、その補足が。

鈴木明子委員 この前出してくれた資料に出てるわ。前回の。

委員長 ああ、そうですね、前回の。そういうことです。今日はこの辺に、7ページまで。次回以降、6章からやりたいと思いますが、いかがですかね。もうちょっと、これ以上やってもあまり働かないですから。次回は、この続きを進めたいと思います。ぜひ目を通していただいて、次回またしていただければと思いますが、次回の委員会の日程を、事務局からちょっと提案をお願いしたいのですが。

ありがとうございました。おかげで思った以上に進みました。

事務局次長 じゃあ、次回の日程ですけれども、9月9日の日が、委員長報告のために休会になっていますので、9日かですね、それとも次のところを見ますと、16日ですね。木曜日になりますけども、午前10時から広報委員会が16日はあるものですから、午後ということになれば、午後いけるかなというふうに思います。これは広報委員とダブリますので、一日で済む方もおいでになるということで、16日がいいかなということですが、その辺で決めていただければと思いますが。

委員長 ありがとうございます。ちょっと今、6章以下をばらばらと見ると、そんなに、もめそうなことはないかなと思っていますが。

中原輝明委員 市長選済んでからやれや、9月ずら。

委員長 市長選が済んでからだと、ちょっと日程があれなので、もしできれば。

中原輝明委員 市長選はいつだ、最終は。

委員長 9月19日が投開票。

中原輝明委員 19日か、それなら16日にやったほうがいい。

委員長 いいですかね。9日は、忘れないうちに、ああ、もう忘れてもいいか。これだったらね。

古厩圭吾委員 忘れたほうがいいよ、新たな新鮮な。

委員長 16日のほうがいいですか、選挙戦真ん中で。いろんな話をしながらやりますか、じゃあ。

鈴木明子委員 どっちみち議会だよりの編集委員会はやるんだから。

委員長 そうですね。じゃあ、16日に開催をしたいと思います。午後1時半からでもいいですか。午後1時半から2時間程度で。

中原巳年男委員 16日、何か。

委員長 ありますか。ちょっと見て来ていただいて、あれだったら、9日というのもありますし。ちょっと今、中原委員の予定を確認してから。鈴木委員、1日に委員会終わりますから。2、3、4、5、6、7、8。1日に委員会が終われば結構、済みませんが。ちゃんと御配慮申し上げます。さすがに8日に委員会が終わって、9日だというのは申し訳ないですから。協力しますから。メモ取ります。あまり発言はしません。

鈴木明子委員 それも困るんだよ。書き込みやすいことを言うてくれるのが。

委員長 16日、大丈夫ですか。

中原巳年男委員 はい。

委員長 じゃあ、16日の午後1時半から。だいが読みやすくなったんで、また目を通していただいでお願いいたします。じゃあ、次回は16日の午後1時半からということで、よろしく願いいたします。以上で第10回の委員会を終わりにします。ありがとうございました。

午後3時53分 閉会

平成22年8月19日(木)

委員会条例第29条の規定に基づき、次のとおり署名する。

塩尻市議会基本条例特別委員会委員長 金子 勝利 印